

会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領

(平成16年3月31日決裁)

(平成17年3月18日決裁)

(平成18年3月30日決裁)

(平成18年12月22日決裁)

(平成19年3月14日決裁)

(平成19年12月17日決裁)

(平成21年2月9日決裁)

(平成21年7月1日決裁)

(平成23年11月22日決裁)

(平成24年7月2日決裁)

(平成25年9月4日決裁)

(平成26年9月4日決裁)

(平成27年3月19日決裁)

(令和6年3月12日決裁)

(令和6年11月29日決裁)

(令和7年9月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する制限付一般競争入札の方法により契約を締結しようとする工事、測量、設計、印刷業務及びその他の委託業務（第2条及び第8条において「一般委託業務」という。）、物件の借入れ、物品の購入又は修繕並びに電力供給（以下「工事等」という。）について、郵便による入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 この要領において、郵便入札を実施する工事等は、制限付一般競争入札の方法により契約を締結しようとする次に掲げる工事等（次条において「対象工事等」という。）とする。

- (1) 工事 予定価格が200万円を超えるもの
- (2) 測量、設計及び印刷業務 予定価格が100万円を超えるもの
- (3) 一般委託業務及び物件の借入れ 予定価格が1億円以上の場合であって、制限付一般競争入札の方式により発注するもの
- (4) 物品の購入又は修繕 予定価格が1,000万円以上のもの
- (5) 電力供給 予定価格が50万円を超えるもの

(入札の公告)

第3条 市長は、対象工事等については、会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号。以下「規則」という。）第118条に規定する公告において同条第9号のその他必要な事項として、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法

- (2) 入札書の配達指定日
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項
(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格又は低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札者（以下「当該者」という。）が2者以上生じ、かつ入札不落となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。

（再度の入札）

第4条の2 前条ただし書きの規定により再度の入札を行う場合における入札書郵便の到着期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに当該者に対しファックスにより通知するものとする。

- 2 再度の入札の立会人については、当該者の初度の入札参加申込書の到着順に番号を付し直し、第6条第2項に基づき選任するものとする。
- 3 第1項、第2項に掲げる事項以外の事項については、初度の入札と同様に行うものとする。

（入札書等の郵送）

第5条 入札に参加しようとする者は、入札書及び次に定める書類（以下「工事費内訳書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として本市に届け出た印判に限る。）した上で、封筒に入れ封印し、一般書留又は簡易書留の配達日指定郵便の方法により、公告で示す配達指定日に市に到着するように郵送しなければならない。

- (1) 工事 工事費内訳書（第1号様式）
- (2) 測量、設計、一般委託業務及び物品の借入れ 価格内訳書（第2号様式）
- (3) 印刷業務 価格内訳書（第3号様式）
- (4) 物品の購入又は修繕 価格内訳書（第4号様式）
- (5) 電力供給 価格内訳書（第5号様式）

- 2 入札書及び工事費内訳書等を郵送する封筒（以下「郵便入札用封筒」という。）は、表側に工事等の名称、開札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人の住所、商号又は名称を記載し、封印しなければならない。

- 3 到達した入札書及び工事費内訳書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

- 4 入札書郵送後においても、入札執行（開札）までの間は入札辞退を認めるものとし、申出は入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）することにより行うものとする。

（技術評価点申請書等の郵送）

第5条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による入札（以下「総合評価方式」という。）を適用する工事の入札に参加しようとする者は、前条に規定する入札書とは別に、技術評価点申請書及び当該工事の入札公告において提出するよう定められた書類（以下「技術評価点申請書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として本市に届け出た印判に限る。）した上で、封筒に入れ封印し、一般書留又は簡易書留の配達日指定郵便の方法により、公告で示す配達指定日に市に到着するように郵送しなければならない。

2 技術評価点申請書等を郵送する封筒は、表側に工事名、開札日及び「技術評価点申請書等在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人の住所、商号又は名称を記載し、封印しなければならない。

3 到達した技術評価点申請書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
（開札）

第6条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札参加者の中から選定した立会人を立ち合わせて執行するものとする。

2 前項の立会人は、入札参加申込書の到着順に番号を付し、入札参加者数に応じた次の表に掲げる番号の入札参加者を立会人とする。

入札参加者数	立会人とする申込書番号
2以下	全て
3～5	2・3
6～10	3・5
11～15	4・8
16～20	5・12
21～25	6・17
26～30	7・23
31以上	8・30

3 前項の規定により選任された立会人には、開札立会依頼書（第6号様式）により立会いを依頼するものとする。

4 立会人は、開札前に開札立会人名簿に署名するものとする。

5 開札日時において、第1項及び第2項の規定により選定した立会人のうち1人以上の立会人の立会いがない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名が立ち会うものとする。

（同価格入札の取扱い）

第7条 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを行い落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者に引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（無効の入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札
- (5) 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (6) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
- (8) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (9) 郵便入札用封筒記載の工事等の名称又は差出人名と同封された入札書の工事等の名称又は入札者名が相違する入札
- (10) 郵便入札用封筒に工事等の名称又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 第5条に定める工事費内訳書等の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札
- (12) 第5条に定める工事費内訳書等の小計額又は合計額が誤っている入札
- (13) 第5条に定める工事費内訳書等が、入札書とともに郵便入札用封筒に同封されていない入札、又は指定された工事費内訳書等とは異なる内容の書類が添付された入札
- (14) 第5条に定める工事費内訳書等において明らかに積算の事実が確認できない入札
- (15) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (16) 連合（談合）その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (17) 民法上入札が無効として扱われる入札
- (18) 市が指定する方法により提出期限までに入札参加資格審査調書を提出しない者がした入札
- (19) 前各号に掲げるもののほか、法令又は市が指定した事項に違反して行われた入札

（総合評価方式における無効の入札）

第9条 総合評価方式を適用する工事の入札においては、前条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 技術評価点申請書等の提出がない入札
- (2) 技術評価点申請書に記名押印がない入札
- (3) 同一入札事項について同一人が2通以上の技術評価点申請書等を提出した入札
- (4) 一般書留又は簡易書留以外の方法で技術評価点申請書等を提出した入札
- (5) 技術評価点申請書等が到着期限を過ぎて到着した入札
- (6) 技術評価点申請書等の提出用封筒記載の工事名又は差出人名と同封された技術評価点申請書等の工事名又は申請者名が相違する入札
- (7) 技術評価点申請書等の提出用封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
- (8) 技術評価点申請書等の提出用封筒に入札書又は工事費内訳書が同封された入札

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令又は市が指定した事項に違反して行われた入札

(入札結果の通知)

第10条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第11条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事等から適用し、施行日前に入札公告を行った工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、平成21年7月6日以後に入札公告を行う工事等に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事等に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事等及び一般委託業務に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事等及び一般委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、平成25年10月11日以後に入札公告を行う工事等及び一般委託業務に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事等及び一般委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う工事等に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う工事等に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う工事等に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う工事等に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第5条第1号から第4号までに掲げる工事等の郵便入札にあたっては、令和7年3月31日までの間、郵送方法を会津若松郵便局留郵便の方法により行うことができる。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。